

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 24 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 0 の項の次に次のように加える。

1 0 の 2 公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報等であって規則で定めるもの
---	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 36 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条の次に次の 1 条を加える。

第 59 条の 2 条例別表第 2 の 10 の 2 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法第 16 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 28 条第 2 項若しくは第 4 項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

イ 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報

ウ 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- (2) 公営住宅法第 16 条第 5 項（同法第 28 条第 3 項及び第 5 項並びに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る災害対策基本法第 49 条の 10 の避難行動要支援者名簿の作成又は同法第 90 条の 2 の罹災証明書の交付に関する情報

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報

エ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- (3) 公営住宅法第 19 条（同法第 28 条第 3 項及び第 5 項並びに第 29 条第 9 項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る災害対策基本法第 49 条の 10 の避難行動要支援者名簿の作成又は同法第 90 条の 2 の罹災証明書の交付に関する情報

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報

- (4) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に

関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る固定資産税、軽自動車税、都市計画税（地方税法第5条第6項第1号に掲げる都市計画税をいう。以下同じ。）又は国民健康保険税に関する情報

イ 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ウ 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(5) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(6) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ウ 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第

18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

エ 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(7) 公営住宅法第29条第1項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(8) 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

ウ 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(9) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(10) 公営住宅法第32条第1項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(11) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者（以下「入居者等」という。）に係る固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は

国民健康保険税に関する情報

イ 入居者等に係る災害対策基本法第49条の10の避難行動要支援者名簿の作成又は同法第90条の2の罹災証明書の交付に関する情報

ウ 入居者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 入居者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。